

令和4年12月8日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

様

盛岡市内丸10番1号
岩手県議会議員 五日市 王

保育士配置基準の見直しを求める意見書

より手厚いケアが必要な乳幼児の生活する保育所における安全・安心な保育の実施のため、保育士配置基準の見直しを早急に行うよう強く要望する。

理由

近年、核家族化の進行や、共働き世帯の増加によって保育需要が高まり、保育事業の一層の充実が求められている。

このような中、内閣府が公表した令和3年教育・保育施設等における事故報告集計によると、令和3年において全国の保育所や幼稚園、放課後児童クラブなどで子どもが死亡又は重傷を負った事故が、前年比332件増の2,347件と、現在の集計方法となった平成27年以降で最多となった。

増加の大きな要因のひとつが保育施設の慢性的なマンパワー不足を生じさせている保育士の配置基準にあるとも言われ、特に4歳以上の幼児に対する配置基準は幼児30人に対し保育士1人と少なく、保育士の目が届きにくく安全な保育ができない状況にあることが指摘されている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が保育環境に大きな影響を及ぼし、相次ぐ休園や登園自粛など、子どもや保護者に大きなストレスと負担を生じさせているとともに、感染防止対策が保育士の負担も増大させており、保育現場や保護者から、保育士配置基準の見直しによる保育士増員を求める声が高まっている。

これまで保育士の配置基準の見直しは行われてきたものの、4歳以上の幼児に対する配置基準の見直しは74年間も行われておらず、保育施設の安全性の向上を図る上でも見直しは不可欠と考える。

ついては、より手厚いケアが必要な乳幼児の生活する保育所における安全・安心な保育の実施のため、保育士の配置基準の見直しを早急に行うよう強く要望する。

上記のとおり地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。